



「第9期北海道高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業支援計画（素案）」 について【札幌会場】

令和5年12月25日(月)

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

HOKKAIDO DEPARTMENT OF HEALTH AND WELFARE.

1 高齢者保健福祉計画

- ・介護保険事業支援計画とは

介護保険事業支援計画とは（計画本文_P3）

- 本計画における**介護給付等対象サービスの利用見込み**や**施設整備の目標（必要入所（利用）定員総数）**等は、市町村介護保険事業計画などを踏まえているほか、市町村支援に関する事項や圏域の広域的調整に関する事項などを記載するなど、介護保険事業等の実施主体である市町村への支援や連携を考慮しながら設定します。
- 計画の策定にあたり、国は介護保険法第116条に基づく「**介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針**」（以下「**基本指針**」という。）を定めることとされており、都道府県及び市町村は、この**基本指針に則して3年を一期**とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされています。

概略

介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

高齢者保健福祉計画とは（計画本文_P3）

- 老人福祉計画は、老人福祉法第20条の9第5項の規定により、介護保険事業（支援）計画と一体的なものとして作成しています。
- 本計画において、**老人福祉事業の量の目標**（必要入所定員総数その他老人福祉事業）等は、市町村老人福祉計画などを踏まえて定めているほか、市町村支援に関する事項など、市町村への支援や連携を考慮しながら設定します。

概略

老人福祉計画について

- 老人福祉計画は老人福祉法第20条の9第5項の規定により、前述の介護保険事業（支援）計画と、それぞれ一体的のものとして作成しなければならないとされていることから、計画期間を同一として策定している。

基本指針との関係（通知）

- 基本指針に則して定められる介護保険事業（支援）計画と一体的のものとして作成されるものであることから、介護保険法に規定されている事項については基本指針を参考として策定することとされている。
※ 市町村等が老人福祉事業の量（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）の目標を定めるために参酌する標準を定める。

市町村老人福祉計画（法第20条の8）

- 老人福祉事業の確保のための方策に関する事項
 - 老人福祉事業に従事する者の確保に関する
 - 資質の向上に関する事項
 - その業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項
- など

市町村区域内で確保すべき
老人福祉事業の量を設定

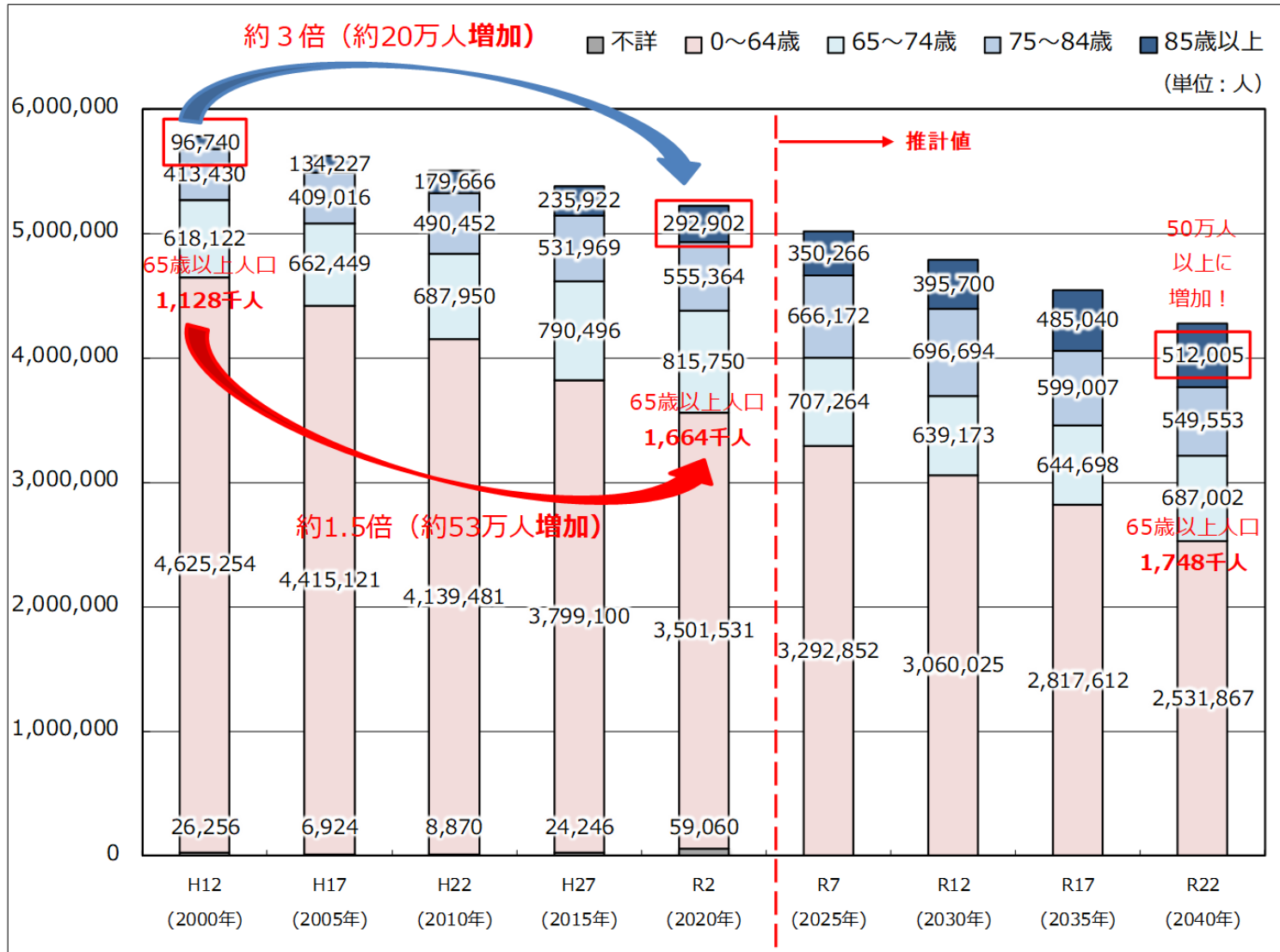
都道府県老人福祉計画（法第20条の9）

- 区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数
 - その他老人福祉事業の量の目標
 - 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
 - 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項
- など

高齢者保健福祉圏域内の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を設定

2 本道の高齢者人口等

人口の推移と将来推計（計画本文_P10）



これまでの推移

平成12年（2000年）と直近の国勢調査（令和2年〔2020年〕）を比較すると、**65歳以上人口は約1.5倍**に増加し、さらに**85歳以上人口は約3倍**に増加している。

将来推計

社人研が平成29年に公表した「将来推計人口」によると、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040年）には**65歳以上人口は約175万人**となり、**85歳以上人口は50万人**を超える見込み。

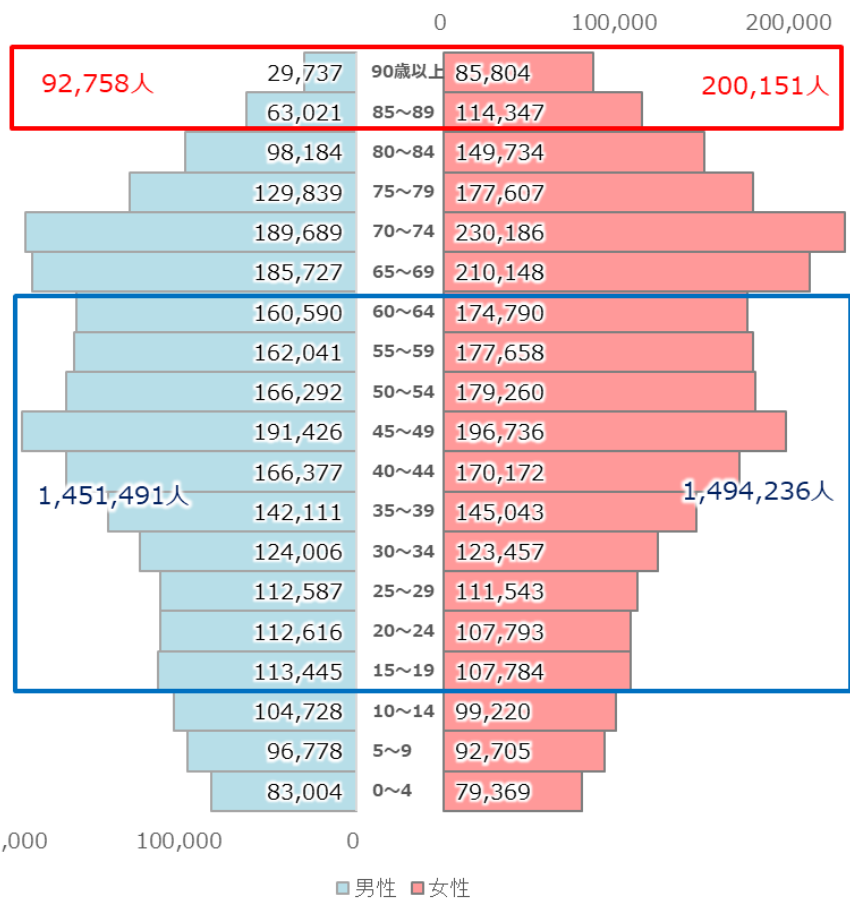
〔資料〕 実数値：総務省統計局「国勢調査」
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

本道の人口ピラミッドの変化（計画本文_P11）

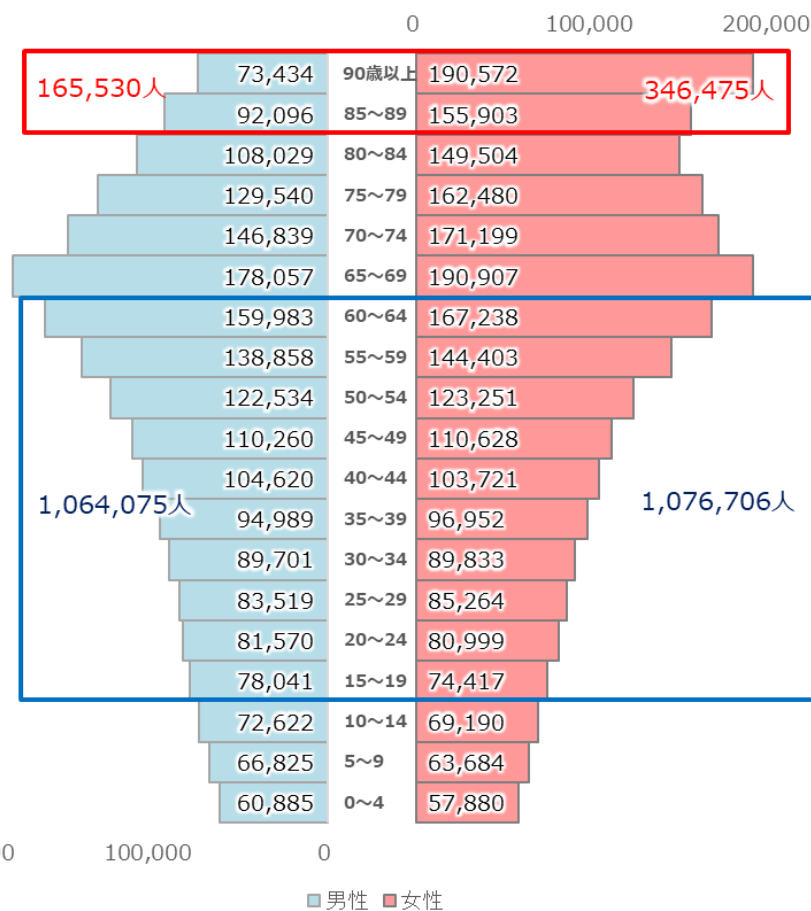
令和2年（2020年）と令和22年（2040年）における本道の人口ピラミッド（年齢5歳階級別）を見ると、令和22年には85歳以上人口は男性で72,772人増加（約1.78倍）し、女性は146,324人増加（約1.73倍）する見込み。

一方で生産年齢人口（15～64歳）は、約90万人減少（男性：▲38万人、女性：▲42万人）する見込み。

人口ピラミッド_北海道_令和2年（2020年）



人口ピラミッド_北海道_令和22年（2040年）（推計）



【資料】 実数値：総務省統計局「国勢調査」
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

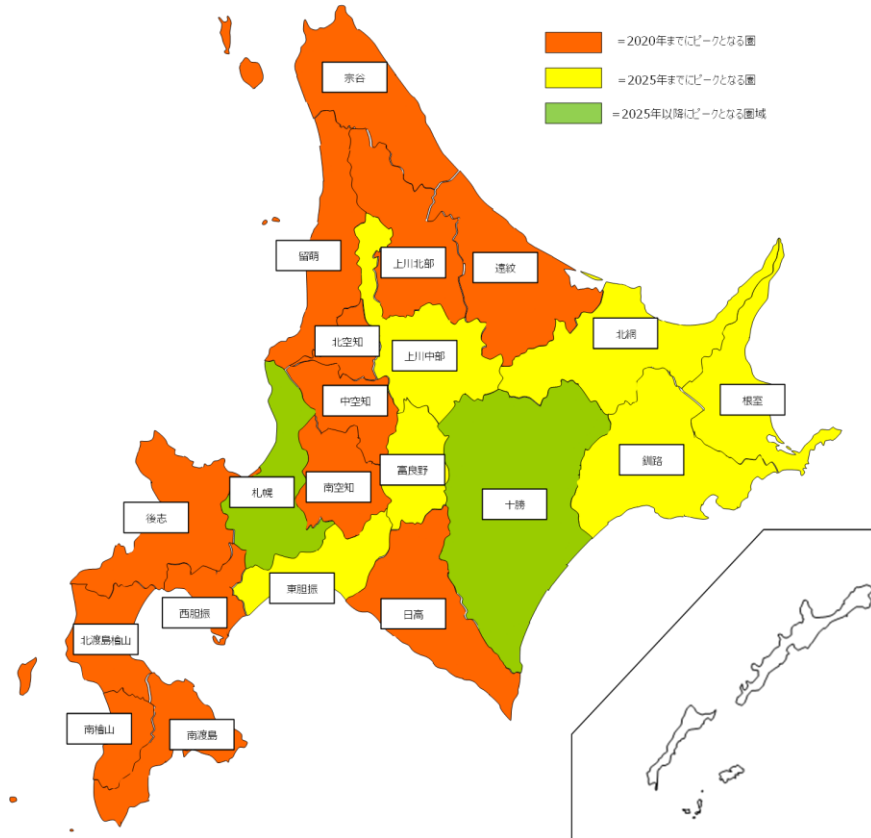
高齢者人口のピークタイミング

65歳以上人口がピークとなるタイミング

2020年までにピークとなっている圏域：13圏域
 (南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、西胆振、日高、上川北部、留萌、宗谷、遠紋) ※オレンジ着色

2025年までにピークが見込まれる圏域：6圏域
 (東胆振、上川中部、富良野、北網、釧路、根室) ※黄色着色

2025年以降にピークが見込まれる圏域：2圏域
 (札幌、十勝) ※緑色着色



各圏域別の人口推計 (2015年～2030年)

	2015年	2020年	2025年	2030年
南 渡 島	123,151	128,031	123,970	118,861
南 檜 山	8,911	8,803	8,123	7,367
北渡島檜山	13,245	13,193	12,488	11,588
札 幌	594,205	665,865	729,698	768,895
後 志	76,489	76,421	71,656	66,714
南 空 知	59,100	59,749	57,604	54,693
中 空 知	41,092	40,580	38,996	36,475
北 空 知	13,172	12,813	12,365	11,462
西 胆 振	65,337	66,646	63,742	59,621
東 胆 振	59,342	64,897	66,863	66,402
日 高	21,697	22,342	21,451	20,320
上 川 中 部	125,167	131,555	138,740	138,007
上 川 北 部	22,913	22,464	21,910	20,590
富 良 野	13,129	13,371	13,445	13,148
留 萌	17,355	16,924	16,192	14,908
宗 谷	20,451	20,982	19,995	18,689
北 網	68,306	71,465	73,214	72,349
遠 紋	24,428	24,183	23,612	22,222
十 勝	98,714	105,591	110,694	112,588
釧 路	71,730	76,302	76,771	74,767
根 室	20,453	21,846	22,173	21,901
合 計	1,558,387	1,664,023	1,723,702	1,731,567

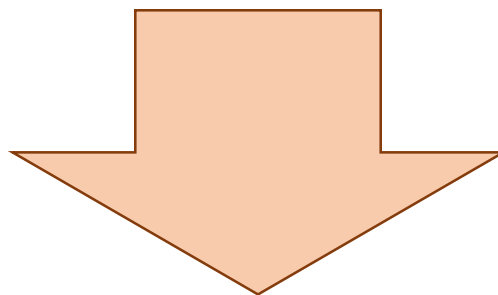
資料：令和2年までは総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）

各圏域によって、高齢化の状況は大きく異なる。

3 次期計画について

現計画（第8期）

「みんなが支える明るく活かに満ちた高齢社会づくり」



次期計画（素案）

「道民みんなで支え合う、
明るく活かに満ちた高齢社会づくり」

次期計画における目標（計画本文_P28）

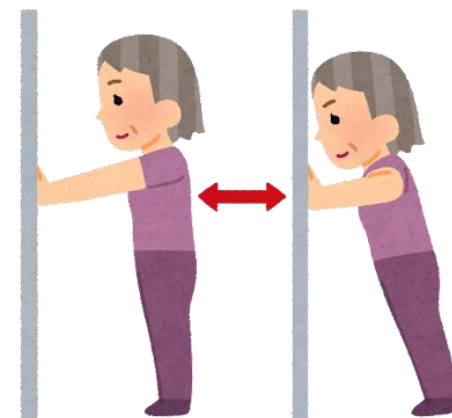
1 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進



2 生活支援体制整備の推進



3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進



4 医療・介護連携の充実



5 認知症施策の推進



6 介護人材の養成・確保



7 安全・安心な暮らしの確保



8 介護保険制度の適正な運営



計画についてさらに詳しく知りたい・
次期計画への意見を提出したい方はこちらをご確認ください

○パソコンからは下記URLへアクセスしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html>
(北海道保健福祉部高齢者保健福祉課のホームページ)



○スマホからは右側の二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

